

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第8回)議事要旨

日 時:平成29年6月30日(金)16時00分～18時00分

場 所:経済産業省本館17階 国際会議室

出席者:

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、  
小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

秋山株式会社エネット経営企画部長  
菅野電源開発株式会社執行役員・経営企画部長  
國松日本卸電力取引所企画業務部長  
斉藤イーレックス株式会社執行役員・経営企画部長  
佐藤電力広域的運営推進機関理事  
佐藤東京ガス株式会社電力本部電力トレーディング部長  
新川電力・ガス取引監視等委員会総務課長  
内藤関西電力株式会社総合エネルギー企画室長  
鍋田中部電力株式会社執行役員・グループ経営戦略本部部長  
柳生田昭和シェル石油株式会社執行役員・電力需給部長  
山田東北電力株式会社電力ネットワーク本部電力システム部技術担当部長

議題:

ベースロード電源市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL: 03-3501-1511 (内線4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

【前半：論点①～⑦】

※ 論点①：BL市場における取引の在り方

論点②：取扱価値

論点③：取扱商品

論点④：市場範囲

論点⑤：競売方法

論点⑥：買い手の取引要件

論点⑦：旧一般電気事業者の位置付け

- 論点⑦について。電力間競争による小売活性化には賛成。
- ただし、制度の趣旨は新電力がアクセス出来るようにすること。つまり、新電力が優先的にアクセス出来ることが重要。
- 従って、新電力が必要量を確保した後、旧一電が確保するという考え方があり得る。例えば、何回か入札する場合、最後の1回だけ旧一電が入札可能とするという仕組みも考えられる。
- また、その場合、旧一電の関連会社の扱いも重要。その中で、議決権付株式の20%を所有している場合関連会社と定義されることから20%という閾値を一つの基準とするということも考えられる。
  
- 論点④、⑤について。事前に分けたエリアにおいても、スポット市場において市場分断した場合は、ベースロード電源市場（以下、BL市場）で約定した価格と異なる可能性がある。
- 1日前の混雑状況と1年前の混雑状況が異なるため、BL市場での取引がエリア内で行われていたにも関わらず、スポット市場を通すために高くなることについて、考察する必要があるのではないか。  
また、BL市場が全国一律に行われるようになると、間接的送電権があったとしても、市場分断が頻繁に発生してしまうため、連系線の容量以上に発行しなければならなくなり、うまくいかないのではないか。
  
- 論点⑥-1について。年末年始やGW、計画外に対応するためには転売制限を緩める措置は一定程度必要ではないか。
- しかし、ベースロード（以下、BL）の運用とは呼べないものについては、厳しく取り締まるべき。
- 論点⑥-2について。購入枠を設けることは賛成。新電力が公平にアクセスする担保となるため必要。アクセス状況が重要なパラメーターとなると考えられるので、必要な枠を設けることもきちんと検討して欲しい。
  
- 論点①について。BL市場は、消費者利益を確保するためのもの。したがって、裁定取引を防ぐということには賛成。
- その上で、論点⑥の事前要件の要件設定について。新電力の電源のポートフォリオは様々なので、一律の上限の設定をすることは困難であり、個々の上限設定も不適當。そのため、適

切な事後要件を定めて、事前要件の必然性を減らすことが望ましい。

- そのため、ARENHを参考にして、転売収益を差し引かせるという規制が適切。また、より悪質な場合はペナルティを強化する等の措置が考えられるのではないかと。
- 転売の規制によって、余剰電力の発生も必然的に抑えることができると考えられる。
- 論点⑥について。(武田委員に関連して、) 転売が可能かどうかということと、転売の利益が誰に帰着するのかということとを分けて議論すべき。
- つまり、転売が可能かどうかということについて、仮に転売を許さないとすると、新電力がBL市場から調達することを恐れることになる一方、転売の利益が誰に帰着するのかということについて、転売の利益がすべて国庫に帰着するようにすれば、裁定取引のメリットがなくなることになるが、それら2つの論点は分けて議論すべき。
- 論点①について。制約を加えるということは合理的な考え方と史料。しかし、棚ボタや濡れ手に粟の利益を与えないために制約を加えるということにしてはいけない。競争促進を目的にすべき。
- 濡れ手に粟の利益を与えないために制裁を加えるということにすると、当然価格は上がってくる。ある種、買い手に制限を与えるから価格が安くなると理解すべき。
- したがって、規制について、事前規制では相当難しそう。事後規制で対応することが合理的。
- 論点②について。取引電力量について、1年前でなくて、もっと期近にならないと良く分からないということが事業ヒアリングで出て来たことを踏まえると、文字通り1年前までやるのか、あるいは3ヶ月前にやるのか、ということはヒアリングできちんとニーズを聞いて判断すべき。一方、1年前から調達量が分かっていると、小売が計画を立てられないといったこともあると思う。いずれにせよニーズを聞きながら判断すべき。
- 論点⑥について。そもそも転売制限とは、需要の方がBL市場で取得した量より下回るような場合には、転売したものとみなし、その量が一定以上にならないようにするために規制を課すものと理解。3割だと多すぎるという考えには一応納得。どの程度の量にするのかということとはこれから議論が必要。
- そして、転売規制に比べると「利益が出たときに吐き出させるということ」は、相当にゆるい規制であると理解すべき。
- つまり、大体需要が下回る時というのは、不需要期であり、不需要期のスポット価格は大体安くなっている。そのため、余剰分をそのスポット価格より安く売ることでは利益は出てこない。一方自分で使っている時はスポット市場価格以上に高いところを使っている。平均してみた利益は得られるけれども、転売しているところでは損失しているという場合もある。このときに利益が出たときに吐き出させるという規制は転売取引と同じような実効的効果を持つのだろうか。
- 論点⑦について。電力間競争を期待するという意味を込めて3を支持するという考え方は理解出来る。一方で、電力間競争が活発化していない現状を踏まえると、いきなり3まで認めてしまうことは難しいと史料。

- 論点⑥について。転売制限の検証方法が課題。個社毎に購入枠を設定することをイメージ。つまり、購入枠を個社毎の計画販売量で割当て、調達済みのB L電源を控除した上で、入札可能量を設ける。この場合、事業者が一方的に計画販売量を水増しすることがあり得るので、事後検証も必要。たとえば、ベースロード電源市場からの購入枠を3割として、事後検証の時、かなり超えている場合は転売目的、購入枠を破ったということで、何らかのペナルティを課すということを考えられる。
- 約定したタイミングと実需給までに一定のタイムラグがあり、実際に予想まで到達しない場合もある。そのため、B L市場の購入量が3割を超えてしまいそうになった時に一定期間前に適正な価格でリリースできるような仕組みがあると大変有り難い。具体的には、供出者に約定価格で売り戻す。あるいは約定価格ベースで二次市場に流通させることができるとありがたい。
- 論点⑦について。旧一電が売り手、買い手の双方の立場を持つことで、市場操作ができてしまう等の競争阻害行為が出来てしまうことが問題。逆に言えば、そのような懸念が発生しない場合には、旧一電による買い入札も反対しない。具体的には2が一番適切ではないか。
- 論点①について。事後要件をいかに **effective** にペナルティを課すのかというのが論点。理念的には、なるべく余剰が出ないようにすることを目指すべき。しかし、必然的に余剰は生まれるため、その余剰から発生する差金をどう扱い、返還させるかということは重要。
- 論点⑦について。小売事業者は免許制なので、電力間競争を最大限高めるため、③でも良いと思料。ただし、発電と小売がどのようなインセンティブで動いているのかによる。しかし、今後体制が変わってくることはあり得るので、現在発電と小売が一体だからといってこの時点で3を検討しないと決定するのではなく、検討する余地も残しておくべき。
- 論点⑥-1 について。取引活性化の観点からは、事前よりも事後規制が望ましい。また、あまり転売制限が強いと新電力がB L市場に参入することは厳しくなる。期中の需要家獲得・離脱も踏まえて、制度設計を御願いたい。
- 事前規制を設定する場合には、購入枠が新電力の成長の足かせにならないように御願いたい。具体的には旧一電の供出基準以上にB L電源が欲しい人への配慮を御願いたい。
- 論点②③について。kWh 価値のみの取引で問題無し。実際の営業で使いやすい商品設定を御願いたい。需要増減にも対応できるような形で御願いたい。不用意に値段が上がり上がる可能性もあるので、競売の回数も複数回が望ましい。他方、あまり分割化してしまつて、流動性が分散することも望ましくないので、バランスを重視して欲しい。
- 論点④⑤について。B L市場の目的はベースロード電源の価値を需要家に直接届けること。つまり、B L価格で需要家が直接受け取ることが重要。それを念頭に置くと、供出上限価格や供出量が重要な要素。
- 論点⑦について。非対称な規制だということであれば、原則1。松村先生のコメントもあったが、旧一電はやろうと思えばできること。旧一電は1でも現状と変わらないのではないかと。1が無理でも2をイメージしている。
- 関連子会社についても旧一電と同列に扱うべきではないか。ただし、内外無差別が図られるのであれば、その場合は問題ないとする。その際に相対取引が抜け道にならないように気

を付けるべき。

- 論点①について。考え方につき全面的に賛成。その考え方に照らし合わせ、その他論点についても意見申し上げる。
- 事前要件は設けるのであれば、政策目的に合わせ、購入枠を設定すべき。
- 事後要件については実務的観点から検討すべき。現状のJEPXにおいても夜間にBL市場の約定価格となるタイミングがある。そのため、旧一電もBL電源を100%自社需要にあてがうことの出来ない時間帯もあるのではないかと思う。当然新電力にもそのようなタイミングは発生し得る。こうした時間帯があることも前提に、転売制限を設けずに、転売による利ざや確保は認めないという考え方もあるのではないか。費用的・実務的に事業者負担が最小化されるような制度検討を行って欲しい。
- 論点②③について。燃調等のオプション等を具備しない受け渡し期間1年の商品を先行させることについては異論なし。期間については①の通り、受け渡し開始までの期間を1年で固定し、受け渡し期間は年4回にする方がいいのではないかと思う。
- 論点④⑤について。市場分断が大きいと考えられるエリアについて、競売を分けてやることには賛成。ただし、シングルプライスオークションの値段設定では、BL電源は相対的に競争力があるので、発電にメリットがある。そのため、需要化にBL電源の価値が100%行き渡らないことになると懸念。政策目的に照らし合わせた慎重な検討が必要。
- 論点⑥について。FIT激変緩和措置が2021年まで続くため、こちらに影響が出ないように配慮して欲しい。
- 論点⑦について。どれが良いかということについて結論は出なかったが、本来の目的であるアクセス環境のイコールフットィングに資するものであれば良いのではないか。ただし、旧一電の関連会社については旧一電と同列として扱うべき。
  
- 論点①について。スポット市場に収斂させないようにすることは重要。ベースロード電源の価格帯できちんと受け渡しを行うことが大事。
- 論点②③について。kWh 価値のみとなると、買い手側の立場からするとkW 価値への入札とkWh 価値への入札のタイミングが異なると、なかなか値付けが難しい。買い手側の事情も考慮し、容量市場との関係から取り扱い価値についても議論を深めるべき。
- 論点③④について。市場分断によりエリアが4つに分かれるのは仕方ない。貫徹小委の中でグルーピングの内で値札を入れていいということになっているので、2つないし3つの売り札しか出ないエリアも出るはず。その結果、事実上、約定しないBL電源が相当出ることを懸念。既に貫徹中間取りまとめで方向性が見えているが、市場の活性化のために、共同火力などを別枠で立てるというところを再度議論すべき。
  
- 論点②③について。受け渡し期間が固定化される方が望ましいのではないか。あまり短くなると、事業者の供給計画策定に支障が出るので配慮すべき。
- 論点④⑤について。市場分断が将来変わる可能性があるので、あらかじめ、どのように変更するのかということの相場感が重要。
- 論点⑥について。転売制限には賛成。需給が変わった場合に、供出者にリリースさせること

も必要ではないか。二次市場への転売も考えられる。

- 全体として賛成。
- 長期に渡って消費者利益に資するようなものが重要。従って、競争環境の整備は進めるべき。一方で、BL電源が持続的に開発されるようにすることも大事。
- 今回の提案ではそのバランスが上手く取れているため、評価している。
- 要はコストを安く手に入れたいというのは分かる。しかし、電源開発リスクなどのリスクをテイクする必要もあるため、このリスクが取れるような制度を作る必要がある。
- 論点⑥-1 について。転売制限が必要だが、禁止は非効率を生むため、ある程度は許容すべき。しかし、買った価格でリリースさせるのがいいのかというのは大きな論点。リリースする際にペナルティを大きくするというのも考えられるのではないか。事業者にも知恵を絞らせるべき。
- 論点⑥について。事前要件、事後要件について、どちらかを規制するのではなく、適切な組み合わせが重要。
- 論点③について。供出する立場からすると、必ず売れたらお渡しするということを担保する必要がある。そのため、受渡までの開始期間までが短いと、実務が回らなくなる可能性あり。
- 論点⑦について。旧一電は少しずつ他地域で契約を積み重ねているところ、この制度は数年先なので、その時の競争状況などを踏まえて判断して欲しい。今日の段階でどれか選べと言われたら③が良いと言いたい。
- 旧一電の関連会社も異なるビジネスモデルで参入している事業者が多いので、新電力と同等の扱いをして貰いたい。

#### 【後半：論点⑧～⑬】

##### ※ 論点⑧：対象電源

論点⑨：供出上限価格

論点⑩：供出量の設定

論点⑪：相対取引の位置付け

論点⑫：常時バックアップの扱い、部分供給の扱い

論点⑬：電発電源の早期切り出し等に対するインセンティブ

- 論点⑪について。複数の相対契約を様々な属性の会計と地域や期間を分散して結ぶということは、その電源が生み出すキャッシュフローの予見可能性が上昇するため、相対契約を認めることは電源投資のファイナンスの観点からも、メリットがあると考えられる。つまり、長期の相対契約については、買い手である新電力だけでなく、売り手である旧一電にもメリットがあるということ。
- そのため、BL市場に切り出す量から丸々相対契約分を差し引くことはすべきでないと思料。相対契約で結ばれた10に何らかの係数をかけて、差し引くということも考えられる。
- 論点⑪について。新電力間の公平性を確保する観点からのくだりについて、控除量の上限を

設けるということは、新電力が旧一電と相対取引で結ぶことの出来る取引量に限定がかかるということ。その結果として、相対取引の量にキャップがかかる可能性がある。新電力のニーズに応えるという観点から、上限設定の内容次第で、逆に柔軟性が損なわれる可能性があり、配慮が必要。

- 一方、イコールフットイングの観点からは、新電力からのアクセスの機会の平等をある程度オープンにする等すべき。例えば、情報公開などを適切に行うことなどもあるのではないかな。実務上のニーズを踏まえて検討する必要あり。
- 論点⑧について。J-power として、全てのエリアで売り札を出すことを期待されていると理解。北海道については水力しかないが、水系一貫であれば BL として市場に供出可能。
- 論点⑩について。選択肢を広げるという意味で、長めの契約は発電・小売の両方で重要。しかし、取引所を通さないため、与信リスクをどうするかという問題がある。与信差を配慮する必要があるが、相対取引を認める場合は、与信リスクに何らかの対応が必要。
- 論点⑧⑨について。未稼働電源の固定費をカウントする必要があるのか。再稼働の目途が立たない電源の固定費については含めるべきでない。
- 論点⑩-1 について。調整係数 (d) の基本的な考え方は賛成。事業者として d がどうやって決められていくのかを予見可能性が無いので、何らかの考え方を付記して貰うと議論がしやすくなる。
- 論点⑩について。相対取引は認めて欲しい。
- 論点⑫-1 について。常時 BU は自然と BL 市場に置き換わっていくものだという理解。旧一電と新電力の需要家負荷率を比較し、両者が同程度の負荷率になったら、イコールフットイングとなっているとして常時 BU に経過措置を与えて廃止を検討するべきと思料。
- 価格で見るとその前提となっている電源構成が常時 BU と BL 市場では全くことなるので、常時 BU の取引量が制度的に BL 市場の供出量並び購入量から控除することに違和感。
- スポット市場では十分需給調整ができない小規模事業者については、引き続き必要。また、それなりの規模の事業者においても、新規で進出するエリアでは必要となり得るので、配慮して貰いたい。
- 論点⑫-2 について。常時 BU と同様、廃止ありきで部分供給も進めるべきではない。需要家により直接関わる制度なので、経過措置については常時 BU 以上に慎重に考えるべき。
- BL 市場の対象外となっている、沖縄エリアについてもしっかりやって欲しい。
- BL 市場はリスクを取って開発した電源から供出されたものを元にする。供出上限価格もリスクを取って作った価格にすべき。
- 論点⑨について。スライドの考え方で仕方がない。リスクを取って開発しないと上手くいかないため、コストについてこれで十分なのかというのは若干懸念あり。
- 論点⑩-1 について。調整係数 (d) をどのように決めるのか。エネ庁の裁量があまりにありすぎると、予見性確保が図られないので、事前に決めるべき。

- 論点⑪について。複数年商品のリスクも考慮すると、多様な相対取引のオプション契約なども起こりうる。どのような希望が出てくるのかあらかじめ調査すべき。
- 論点⑬について。そもそも論として。制度的措置ではなく、自助努力でやるという話があったので、それをきちんとやるのが前提。しかし、ここで提示されているインセンティブの例はインセンティブになっていない。
- 同量を控除するのでは、切り出した側からすれば嬉しいものの、切り出された方にとっては一時的に嬉しいと思うが、結局戻ってくる。これが切り出すインセンティブになるのか。同じ量だけ評価されるのでは、不完全。つまり、前倒しで切り出した方が1.1倍とか評価されるようでない、早く切り出した方が良いというインセンティブにならないのではないか。
- 常時BU、部分供給の実態を精査すべき。
- 現物を伴わないリスクを先物でヘッジするということもあり得るのではないか。こうした市場をJEPXでやっていくことが重要だと思うが、JEPXが先物を扱うということもあり得るのではないか。その場合はJEPXの体制強化が重要。
- 論点⑬について。早期切り出しインセンティブについて。自主的な取組で出した人が損をする制度は絶対にやめるべき。自主的取り組みを行うように促していたにもかかわらず、まだやられていないところが大半。
- ここで逆の発想をして、自主的取り組みで切り出したことを前提として量を定める、つまり協力していなかった人達には追加的に供出させるという考えもあるのではないか。今のよう  
に控除するという形でインセンティブを与えるのは、違和感。
- 論点⑫について。常時BUについては2つの論点を分けて議論すべき。まず、BL市場に関係なく、常時BUの契約体系は既におかしいのではないかという論点。そもそもBL市場が出来る前にも改革する必要。もっともな提案であれば、電力の意見も取り入れるべき。
- 次に、BL市場後に常時BUが必要かという論点。BL市場が上手くworkしない場合があり得るので、実際に動き出してから議論をするべき。
- 論点⑪について。控除まで行くと要件を定めて入札まで行う必要があるはず。市場創設当初はより透明性の高いものに限定すべきであるし、ここまで出さなくても良いという事後的な評価を踏まえて調整するという事も出来る。
- 論点⑩について。③のエリア指標としてBL電源比率が減るとエリア別の供給力も減るので、こうしたインセンティブを与えることは間違い。つまり、老朽化した火力発電所をやめるとBL市場への供出量も減ることになってしまう。こうした供給力は初期の段階で見設定するが、毎年変えるのかは論点。
- 論点⑧⑨について。新電力の立場からすると固定費に未稼働のものを入れて欲しくない。一方リスク保障の観点からすると、未稼働のものも固定費に入れるべきと考える。どちらの言い分も一定の合理性はある。
- 新電力からすると、BL市場が続いている間最終的に動かなかった電源の固定費用まで払わされることは不合理。これはまだ出来ていない電源に固定費を払うという状況に近い。この新電力が払うべき費用については議論の余地がある。
- 一方、BL市場が2020年に始まったとしても、電源が2022年に動き始めるのであれば、2020



年にも 2021 年にも固定費を負担したから稼働したと理解できるので、動き始めた後の固定費に乗っけて後払いにするという考え方もあり得る。また、総括原価方式時代も、計画通りに稼働できなかったというリスクは存在したことを踏まえると、リスクを反映するというならば、原理的には事業報酬率をリスクにあわせた形にしてコストに入れるという考え方もあり得る。

- 論点⑩について。ベースロード電源について、56%は大きいのではないかと感じている。供出量については慎重に検討する必要がある。BL電源のメリットが需要家にきちんと届けられるように議論すべき。
- 論点⑪について。複数年であれば相対契約でやるということについては賛成。出す側、買う側の枠から控除するということには賛成。乗数をかけることも一案という議論があったが、アクセスをイコールフットするというもとの趣旨からすると全て控除するのが適切。
- 論点⑫について。常時BUはBL市場ができれば政策目的が同じなので廃止する見込みと思っていたが、これまでの議論で廃止は難しいと承知。今後のBL市場の競争環境を見ながら、部分供給と常時BUを収束するという方向で考え方を整理すべき。
- 論点⑧⑨について。我々としては原子力を動かしたいが、原子力の維持、再稼働をするためのお金がかかっているため、未稼働電源コストも発電平均コストの要素に入れて貰いたい。
- 論点⑩について。中長期的なBL比率を用いるのが本当に合理的なのか。適切な代替案は無いが、電源開発インセンティブを設けるのかというところについては、追加的な検討が必要ではないかと思う。
- 論点⑧⑨について。未稼働電源コストは固定費は入れるべき。新電力から買う人は、固定費を負担せず、電力から買う人は固定費を負担するというのでは違和感がある。
- 論点⑧⑨について。未稼働電源の固定費について。監視等委員会で精査することが重要。未稼働の人は相当高い発電コストもあるので、約定しない可能性がある。そのため、未稼働電源の設備費などのコストは稼働後に薄く回収するような形にして、約定量を増やすと言う考え方もあるのではないかと思う。
- 論点⑩-1 について。そもそもBL市場は新電力が安価にBL電源にアクセス出来ることが重要。そもそもエネットなどの新電力は大きくて効率的な電源開発ができないという点において、リスクを負っているということなどは上限価格で反映できるはず。調整係数(d)を下げることだけが解決策ではない。
- 論点⑩について。BL市場への供出量に関して、kWhベースでという考え方だが、そもそも常時BUの契約kWに対する3割というのは、ベースが3割であろうということで3割と規程されたと聞く。それが実際にはベースロードとして使われていないということは価格の問題であろうと理解。今度はそれがベースロードであろう価格帯で切り出しを行う時には、その30%という考えが無くなってしまふことに違和感がある。そこにどういふ違いがあつて今回kWhという考え方になったのか確認したい。
- kWhベースの供出量が少ないことで、価格がスパイクし、スポット市場価格に収斂してしま

わないようにする必要がある。十分な量が必要である一方、その余剰を裁定取引に使われなように検討すべき。また、その際、投資インセンティブが損なわれると記述があるが、そもそも電源投資を行えるような体力のある新電力はいないため、そもそもインセンティブが損なわれるようなことはない。旧一電のアセットをいかに新電力に対してもオープンにするかということが、社会的コストが一番低くて済むアプローチであると理解。

- 論点⑧⑨について。発電平均コストが一定の合理性を持っているということは理解。ただし、政策目的を達成する観点から、価格が高くでた場合はどうするのかということを中心にバランスをきちんと見るべき。柔軟な検討がなされることを期待。

#### <内藤オブザーバー>

- 論点⑫について。常時BUはBL市場の議論以前の問題との指摘について、制度趣旨にあわない使い方がなされていると理解。何らかの機会に常時BUに対して持っている懸念をきちんと示したい。
- BL市場の制度設計においては、安価なBL電源への新電力のアクセスを認めるという同制度の目的に整合的な制度設計が行われることを期待。
- また、関連する他制度の設計も不明確な部分が多いため、kW価値の二重取りの扱い等、他の制度と併せて検討が進むことを期待。
- 常時BUや部分供給、電発電源の切出しについては、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合においても、これまでより分析・検討を行ってきており、今後もしっかりと注視していきたいと考えている。
- 本日、事務局よりBL市場の設計に関する様々な論点が提示されたが、今後はBL市場を具体的にどのように運営し、具体的に何を監視していくかという観点からの議論も必要と認識。審議会で整理されたルールに従わない事業者への対応を含め、今後、議論を深めていく必要があると考えている。
- 例えば、本日議論が行われた「相対取引の位置づけ」に関して、BL市場と同等の効果を持つと認める基準や具体的な購入枠からの控除の在り方については、確認方法やその実現可能性を含め、検討が必要ではないか。
- また、市場の運営・監視のために必要な情報については、市場運営者や事業者から提供いただく必要があると考えている。
- 意見等も踏まえて事務局で整理し、再度提示する。
- 事前要件、事後要件の話の中で出ていた「利益をはき出させる」という案の採用は難しいのではないかと。買い手の側からして、一年間のスポット平均価格より安い場合、需要の少ない夜に全部売ってしまうとなると、買った価格より安い価格で約定した時は利益が出ない。一方、夏のピーク時間帯には利益が出るので、夏分の利益を出して貰うということにしないと実効的な転売規制にはならないと理解。
- 計画について。前々回のインバランスの計画についての議論のように、計画ではそのつもりだったと言われても、監視する側が全て把握することは困難。むしろ事後規制の方が実効性

の面からは有効なのではないか。

- 調整係数（d）について。現在具体的な数字は検討中。ただし、新電力含め、電源開発のインセンティブが増すような水準である必要と理解。エネ庁として裁量を取っておきたいというわけではない。新電力には大きな投資が出来ないとの意見があったが、新電力の総需要の3割で東京電力並であり、仮にこの規模になった場合にも、電源に投資出来ないということだろうか。それでも新電力が電源開発投資は出来ないと宣言してしまうと、実質的にJ-powerと旧一電しか電源投資を行わないということになる。フランスのARENHに対してフランスの公取が指摘した点がまさにその点。
- J-powerの電源切り出しのインセンティブについて。提示したインセンティブ措置の例の単独では、インセンティブの効果が薄い可能性はあるが、電源を特定する際に少し優遇するなど、 $+ \alpha$ としてのやり方が考えられる。また既に切り出しの検討をしている電力に対しては、善管注意義務との関係等が気になっているはずなので、このインセンティブ措置は有効だと理解する。なお、係数を掛けた場合には、インセンティブとして有効であるが、その分将来の切り出し量が減ってしまうということになる。
- エリア供給力について。始めの設定値を変えるべきではないとの指摘はもっともなので、今後検討する。
- 常時BUについては、本来の政策目的と異なる使われ方がされているので、今後の扱いについて別途議論が必要。
- 未稼働電源の固定費について。ルールとしてどこを上限価格にするかといった時に、上限価格の中に未稼働電源コストを入れてはいけないとしてコスト割れ販売を強いるということは財産権との関係でどこまで出来るのかという点が議論となる。他方で、仮に約定しない会社があった場合、他の会社の電源が約定すれば、他の会社に小売りシェアを取られることになる。そこで、固定費の回収出来ない旧一電がそれでも引き続き約定しない電源を囲い込み続けるのだろうかということが議論となる。
- いずれにせよ、いただいたご意見を整理し、再度議論していただけるように準備する。